

堺伝統産業会館改装計画・設計業務（展示・販売スペース）仕様書

1 業務名

堺伝統産業会館改装計画・設計業務（展示・販売スペース）

2 業務目的

堺伝統産業会館を環濠エリアにおける堺の伝統産業の振興・情報発信拠点として、多くの来館者が堺の伝統産業、まちの歴史・文化について「見る・学ぶ・体験」して、その製品を購入することができるだけでなく、近隣の関係施設へ誘う機能を有する施設へと改装する。

3 業務内容

受注者は、堺伝統産業会館1階の「匠のひろば」及び「堺いち」、2階の「旧刃物ミュージアム」の改装について、次の（1）～（5）のとおり計画、設計等を行うものとする（別紙「堺伝統産業会館 配置計画図」を参照）。

なお、1階の販売スペースについては、「来館者にとって選びやすい、買いやすい」、2階の展示スペースについては、「全く知らない人でもわかる、楽しめる、堺の伝統産業を身近に感じてもらう」という改装コンセプトを踏まえて計画・設計すること。

（1）別紙「堺伝統産業会館 配置計画図」の①から④の計画

① 1階 線香、注染和晒等販売スペース

- ・現在の「匠のひろば」と倉庫を改装し、刃物を除く伝統産業製品、堺製品の販売スペースを整備する。
- ・販売商品は、線香、注染和晒、昆布、和菓子、調味料、お茶・コーヒー、ジャム等とする。

② 1階 刃物販売スペース

- ・現在の「堺いち」と事務所を改装し、1階、2階に分散している刃物の販売スペースを集約のうえ、整備する。
- ・販売スペース内に試し切り、刃物の研ぎ直し受付等コーナーを設置する。
- ・接客のための応接スペースを設置する。

③ 2階 線香、注染和晒等展示スペース及びワークショップスペース

- ・現在の「旧堺刃物ミュージアム」を改装し、刃物を除く伝統産業に関する展示スペースを整備する。
- ・展示する業種は、線香、注染和晒、敷物、五月鯉幟とする。
- ・12人から16人程度のワークショップを行うスペースを設置する。

④ 2階通路部分

- ・環濠エリアの周遊インフォメーションコーナー（コンシェルジュ）を設置する。

(2) 上記(1)①から③で計画した内容を実現するための設計

[1階]

- ・パーテーションの撤去、設置
- ・必要に応じて販売に必要な棚・台・ケース（必要に応じて鍵付き）等の施工、移設、撤去
- ・必要に応じて電源（100V2口）・照明の設置、移設、撤去
- ・刃物の販売スペース内各コーナー設置に必要な台等の施工、設置
- ・その他必要な工事等

[2階]

- ・パーテーションの移設
- ・必要に応じて電源（100V2口）・照明の設置、移設、撤去
- ・必要に応じて展示ケース等の施工、移設、設置及び展示物の移設
- ・その他必要な工事等

(3) 多言語対応

観光庁が実施する「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」の「地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル」「＝地域の魅力が世界に響く＝HOW TO 多言語 解説文整備 文化財・自然・観光資源」に基づいた多言語（日・英・繁・簡・韓）対応を行うこと。

(4) イメージパース図の作成

上記(1)①から③の計画のイメージパース図を作成すること。

(5) 施工業務等の概算見積書の作成

上記(1)～(3)の計画・設計に基づく施工、備品調達及びサイン製作等委託に係る概算見積書を作成すること。

4 履行期間

契約日から令和3年11月30日まで

5 対象施設

堺伝統産業会館（所在地：堺市堺区材木町西1丁1-30）

6 成果物

- ・改装スペースごとの具体的なデザインや計画内容(商品陳列棚等の備品リストを含む)及び設計図書各1部並びにそのデータ
- ・計画・設計に基づく(1)①から③の各イメージパース図
- ・計画・設計に基づく施工、備品調達及びサイン制作等委託に係る概算見積書
- ・業務完了報告書

7. 留意事項

(1) 一般的事項

- ① 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ② 業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手する。
〔 受注者による入手が非常に困難であるものについては、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。 〕
- ③ 具体的な計画内容及び作業スケジュール等を発注者と協議したうえで決定し、工程表を提出すること
- ④ 業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は発注者に帰属する。また、成果品は、発注者及び大阪府、市町村又は協力関係にある関係団体が作成するホームページや印刷等に自由に使用できるものとする。
- ⑤ 業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないよう受注者の責任においてこれを処理するものとする。
- ⑥ 受注者は、業務履行期間はもとより業務履行期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- ⑦ 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

(2) その他

- ① 計画、設計等を行うにあたり次の点を考慮すること。
 - ・ 堺伝統産業会館の現地を確認すること。確認の際は、堺伝統産業会館に事前に連絡すること。
 - ・ 既存の展示物、展示ケース、販売台等を有効活用すること。
 - ・ 2階の堺刃物ミュージアム（CUT）の雰囲気を考慮すること。
 - ・ 改装後の堺伝統産業会館の運営・管理しやすさ、また、低ランニングコストを意識した提案をすること。
 - ・ コンシェルジュ用カウンター、ワークショップスペース用の机・椅子の手配は不要である。
 - ・ 図面は竣工時のもので、その後改修している部分がある。
- ② 本業務が文化庁所管の文化芸術振興費補助金であるため、別途書類作成、提出を求める場合がある。

8. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、当センターは受注者に対し、当該資材購入先

等との契約の解除を求めることができる。

(2) 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに当センターに報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに当センターに報告するとともに、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 当センターは、受注者が当センターに対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 当センターは、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。